

申立時に必要な郵便切手一覧表

岐阜家庭裁判所
令和6年10月

申立ての種類	添付郵便切手						合計
	500円	110円	100円	50円	20円	10円	
別表第一審判							
不在者財産管理人選任		15				15	1,800
不在者財産管理人の 権限外行為許可・報酬付与		1					110
	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は、不要						
失踪宣告	2	20	1			4	3,340
失踪宣告取消し	2	15				2	2,670
子の氏の変更許可		1					110
養子縁組許可		17				1	1,880
死後離縁許可	2	6					1,660
	養父母両名による申立ての場合は、500円×2、110円×2を追加						
特別養子縁組 適格確認	8	20				20	6,400
成立・離縁	4	18				20	4,180
特別代理人選任(利益相反)		6					660
親権(管理権)喪失 親権停止	6	12			6	5	4,490
推定相続人廃除	4	12			2	5	3,410
相続放棄等の期間伸長		3					330
(相続人による管理困難等) 相続財産管理人選任		5				10	650
相続放棄, 限定承認の 取消しの申述	2	6					1,660
限定承認の申述(一人につき)		3					330
鑑定人の選任		5					550
相続放棄の申述		3					330
相続財産の分離		10				10	1,200
(相続人不存在) 相続財産清算人選任		10				15	1,250
相続財産清算人の 権限外行為許可・報酬付与		1					110
	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は、不要						
相続人搜索の公告		4				2	460
特別縁故者に対する 相続財産分与	4	10				10	3,200
遺言の確認	2	6					1,660
遺言書の検認	110円×相続人等の数						
遺言執行者選任		3					330
遺言執行者に対する 報酬付与		1					110
	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は、不要						
遺言執行者解任	500円×2、110円×(相続人の数+10)、20円×5、10円×5						
遺言執行者辞任許可	2	6					1,660
遺留分放棄許可		5					550

申立時に必要な郵便切手一覧表

岐阜家庭裁判所
令和6年10月

申立ての種類	添付郵便切手						合計
	500円	110円	100円	50円	20円	10円	
氏の変更許可	2	6					1,660
夫婦連名での申立ての場合は、500円×2、110円×2を追加							
名の変更許可	2	6					1,660
就籍許可	2	10				4	2,180
戸籍訂正許可	2	6					1,660
夫婦連名での申立ての場合は、500円×2、110円×2を追加							
市町村長の処分に対する不服	4	6					2,660
性別の取り扱いの変更	2	9				7	2,060
児童福祉法28条, 33条の承認	6	12			6	5	4,490
保護者選任		3					330
破産管財人による相続放棄の承認の申述		3					330
遺留分の算定に係る合意の許可	500円×(推定相続人の数×2)、110×(推定相続人の数×2+10)、10円×(推定相続人の数×2)						
別表第二審判							
親権者死亡・行方不明による親権者変更	2	8		2	5	5	2,130
上記以外の申立て	4	10	5	5	5	5	4,000
調停							
一般調停・別表第二調停(遺産分割を除く)		10	5	5	5	5	2,000
遺産分割	500円×(2×当事者の数)、100円×(5×当事者の数)、110円×20、50円×10、20円×10、10円×20						
相手方が5名を超える場合、1名増加するごとに110円×2、50円×2、20円×2、10円×2を追加							
277条事件	4	10	5	5	5	5	4,000
審判前の保全処分							
審判前の保全処分	4	10	5	5	5	5	4,000
雑(審判前の保全処分以外)							
履行命令	2	8	1	4	1	10	2,300
間接強制	5	7	3	3	10	10	4,020
訴訟							
人事訴訟・通常訴訟	500円×10、110円×10、100円×5、50円×10、20円×10、10円×20						7,500
被告が1名増すごとに500円×2、100円×3、10円×3を追加							
民事保全							
不動産仮差押・処分禁止仮処分	(500円×2、110円×2)×債務者の数、110円×5、10円×10(※別途登記嘱託用として500円×2、50円×2、10円×10)						
債権仮差押(第三債務者に対する陳述催告の申立てがある場合)	(500円×2、110円×2)×(債務者の数+第三債務者の数)、110円×5、10円×10、(第三債務者に対する陳述催告費用として)500円×1、50円×1、20円×2、110円×1						